

事業評価シート

担当課・室長：環境安全課長

事業名	P O P s 条約の早期締結
上位施策名	化学物質対策
1 事業の概要	<p>P C B、D D T、ダイオキシン類などの残留性有機汚染物質（P O P s）による地球規模の環境汚染を防止するため、その製造・使用の廃絶・削減等を目的とした残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（P O P s 条約）が2001年5月に採択された。</p> <p>本事業は、P O P s による環境汚染の実態の解析や国内対応措置の検討等を行うものである。</p>
2 進捗状況	<p>P O P s 条約の各規定に対応する国内措置について、環境保健部が中心となり、関連部局と連携しつつ、汚染状況の把握や条約に定める国内実施計画の検討を行っている。また、各部局でも下記の対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P O P s に汚染された土壌の浄化(水環境部)</li> <li>P O P s 廃農薬の無害化処理技術の基礎調査(水環境部)</li> <li>P O P s についての広域的な環境モニタリング、G E F プロジェクトへの貢献（地球環境局）</li> <li>ヘキサクロロベンゼン等の排出インベントリー作成及び排出抑制対策の調査（環境管理局）</li> <li>P C B 等 P O P s を含む廃化学品の処理推進の検討（廃棄物・リサイクル対策部）</li> </ul>
3 評価	<p>P O P s 条約への対応による地球規模の環境汚染の防止は、国民の安全・安心に関わる重要な問題であり、また、我が国が率先して取り組むことは国内社会のみならず国際社会のニーズにも合致する。</p> <p>これまでも我が国では、化学物質審査規制法に基づく第一種特定化学物質の規制、農薬取締法による農薬としての使用規制、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の排出規制や、P C B の処理の推進等の P O P s 対策を個別に実施しており、対策に努めてきた。今般の条約採択を踏まえ、その早期締結に向けて、本年度からこれまでの取組を本格化させ、条約未対応の措置について国内体制を整備することが必要である。</p> <p>化学物質の安全性に関する政府間フォーラムでは、2004年までの条約の発効を目指すことが合意されているが、早期発効を目指す欧米諸国と協調しつつ、我が国も早期締結に向けて積極的に取り組む必要がある。</p>
4 予算事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P O P s 条約総合推進費</li> <li>・ P C B 汚染物等処理推進検討調査</li> </ul>
5 対応副施等	